相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区神ノ木通二丁目七番地、最後の住所神戸市東灘区鴨子ケ原二丁目一四番一一―三〇二号　被相続人　亡　平田　元久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号ＪＲ神戸駅ＮＫビル六階　方円法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市久代六丁目二番、最後の住所兵庫県川西市久代六丁目二番三―一一一号

被相続人　亡　宮川　覚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

兵庫県伊丹市桜ケ丘二丁目一番一〇号桜ケ丘ビル三〇一

相続財産管理人　司法書士　愛場　泰隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県葛城市長尾四六二番地一、最後の住所奈良県葛城市染野五二〇番地

被相続人　亡　椿本　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

奈良県葛城市北花内七五番地一

相続財産管理人　司法書士　村田　英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和高田市昭和町三番、最後の住所奈良県大和高田市昭和町三番六二号

被相続人　亡　内田登貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

奈良県葛城市北花内七五番地一

相続財産管理人　司法書士　村田　英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市甲田町上小原二二四八番地、最後の住所広島市東区戸坂南二丁目九番一五号　被相続人　亡　土居　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

広島市安佐南区大町東一丁目八番二五―五〇五号　相続財産管理人　戸川　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区三篠町一丁目八五八番地三、最後の住所広島市西区庚午中三丁目一二番二三号　被相続人　亡　吉村　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

広島市西区高須一丁目一二番三九号

相続財産管理人　妻澤　裕幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市東区福田三丁目三五九七番地、最後の住所広島市東区福田三丁目八番三五号

被相続人　亡　木村　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

事務所広島市中区八丁堀三番一二号　砂原ビル六〇一号

相続財産管理人　弁護士　木村　文子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市賀古町二丁目五番地、最後の住所愛媛県宇和島市御徒町一番四号

被相続人　亡　髙間　通夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

愛媛県宇和島市寿町二丁目五番一号ＫＯＴＯＢＵＫＩビル一〇一号

相続財産管理人　髙田　博明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市三島金子二丁目二一五六番地、最後の住所愛媛県四国中央市三島金子二丁目六番四四号

被相続人　亡　森實美惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

愛媛県四国中央市三島中央五丁目五番二三号

相続財産管理人　三浦　裕章

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社丸栄商会

二、代表者の氏名　酒井　宏和

三、主たる営業所の所在地　東京都世田谷区等々力三丁目一三番一二号

四、許可年月日　昭和五十七年十二月二十日

五、許可失効年月日　平成三十年三月五日

六、営業保証金等の金額

①　営業保証金　金四十万円

②　前受業務保証金　金千七百五十八万円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成三十年六月十二日

東京都世田谷区等々力三丁目一三番一二号

株式会社丸栄商会

代表取締役　酒井　宏和

債権申出の公告

当社は、平成元年十二月三日付で商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成三十年一月十八日、仙台地方裁判所石巻支部（平成二十九年（ヒ）第四号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

宮城県石巻市双葉町五番三一号

株式会社石巻製作所

代表清算人　前田　拓馬

連絡先　宮城県石巻市殻町一二番一八号

石巻駅前ビル二階　いしのまき法律事務所

第25期決算公告

平成30年6月11日　北海道恵庭市恵南13番地の1

カネカ北海道スチロール株式会社

代表取締役社長　上ノ薗幸浩

貸借対照表の要旨　（平成30年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	868,678	流動負債	376,278
固定資産	777,427	（賞与引当金）	(29,620)
		固定負債	78,830
		退職給付引当金	76,355
		役員退職慰労引当金	2,475
		株主資本	1,190,998
		資本金	90,000
		資本剰余金	90,000
		利益剰余金	1,010,998
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	988,498
		（うち当期純利益）	(13,915)
資産合計	1,646,105	負債・純資産合計	1,646,105